

6. 年金の繰り上げ・繰下げ受給

◎年金の繰り上げ受給

老齢厚生年金は、原則として 65 歳から受給できますが、昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、65 歳より前から受け取ることができます。これを「特別支給の老齢厚生年金」といいます。

但し、特別支給の老齢厚生年金を受け取れる年齢は生年月日によって異なっており、下記の表のようになっています。

生年月日（一般組合員）	生年月日（特定消防組合員）	受給開始年齢
～昭和 28 年 4 月 1 日	～昭和 34 年 4 月 1 日	60 歳
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日	64 歳
昭和 36 年 4 月 2 日～	昭和 42 年 4 月 2 日～	65 歳

老齢厚生年金は、本人が希望すれば 60 歳から繰り上げて受給することができます。ただし、年金を繰り上げて受給すると、1 か月について 0.5%、1 年で 6%減額され、減額された年金額は一生変わりません。

例えば 62 歳から、特別支給の老齢厚生年金を受給できる方が、2 年繰り上げて 60 歳から受給する場合、2 年で 12%減額されます。

しかも、繰り上げ支給は、基礎年金部分を同時に繰り上げないといけないため、本来 65 歳から受け取るはずの基礎年金部分も 5 年分繰り上がってしまい、基礎年金は 30%の減額になります。

また、ケガや病気の初診日が現役組合員である期間中にある場合、組合員期間中には障害等級に該当しなかったものの、その後症状が悪化し、障害等級に該当するに至った場合は、退職した後でも 65 歳になるまで障害年金の請求権があります。

しかし、老齢厚生年金の繰り上げ受給をしてしまうと、障害年金の請求権は無くなってしまいます。

◎一元化後の繰下げ受給

一方、65 歳から受給できる年金を 66 歳以降、最大 5 年繰下げで 70 歳から受給することもできます。

繰下げの場合は、1 か月について 0.7%、1 年で 8.4%増額されるため、5 年繰下げた場合は 42%もの増額になります。

共済年金では、2 階部分、3 階部分とも 1 か月 0.7%の増額率でしたが、一元化後は 2 階部分と平成 27 年 9 月までに加入していた旧 3 階部分のみが 1 か月 0.7%の増額率となり、新 3 階部分（退職払い年金給付）については、繰下げた年金を受給する時までの利子分だけが増額されます。

また、これまでは、共済年金と厚生年金の両方の加入歴を有している場合は、共済年金は 70 歳から、厚生年金は 68 歳から、という具合に別々に繰り下げて受給することができましたが、一元化後は両方が「厚生年金」になってしまうため、繰下げは同じ時期にしなくてはなりません。

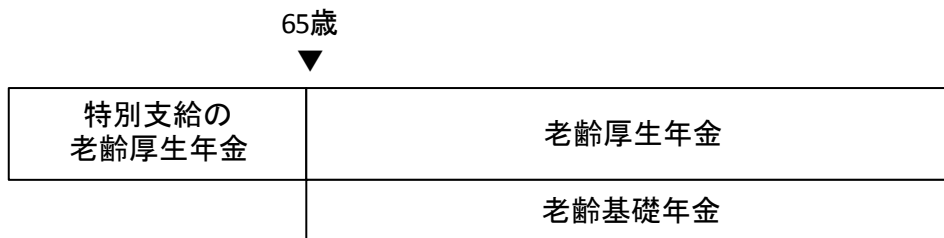
繰上げ受給は、1 階部分の基礎年金と 2 階部分を同時に行わなければなりませんでしたが、繰

下げ受給は、1階、2階、3階を別々に1か月単位で繰り下げることができます。

なお、繰下げ受給ができるのは65歳になった際に受給権が発生する「本来支給の年金」だけで、65歳以前から受給できる「特別支給の老齢厚生年金」については、繰下げることができません。

また、加給年金は繰下げることができませんので、基礎年金や厚生年金を5年間繰下げて42%増額になったとしても、この5年間の加給年金はもらえなくなります。年金を繰下げる際も注意が必要です。

○繰下げ受給をしないとき



○繰下げ受給をしたとき

